

# 公益財団法人栃木県体育協会スポーツ顕彰規程

## (目的)

第1条 公益財団法人栃木県体育協会（以下「体育協会」という。）は、定款第4条の規定に基づき、体育協会加盟団体に所属するものについて、本県体育スポーツの振興に貢献し、その功績顕著なもの及びスポーツ界で優秀な成績をおさめ、県民の模範としてふさわしいものに対しその栄誉を讃え、もって本県スポーツの振興及び競技力の向上並びに志気の高揚を図ることを目的に表彰等に関する必要事項を定める。

## (表彰等の名称及び種類)

第2条 本規程で定める表彰等は次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
- (2) スポーツ優良団体賞
- (3) スポーツ優秀選手賞
- (4) 船田スポーツ賞
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状

## (表彰等の基準)

第3条 各表彰等の基準は、次のとおりとする。

- (1) スポーツ功労賞
  - ア 地域職域等において、指導者として永年にわたってスポーツの普及・発展に貢献した者
  - イ 加盟団体等の役員・指導者として振興・発展に貢献した者
- (2) スポーツ優良団体賞
  - 地域社会・職場職域等において、永年にわたってスポーツの普及・振興に貢献した団体
- (3) スポーツ優秀選手賞
  - 国際大会に出場及び日本選手権大会で優勝並びに国際大会で優秀な成績を残した選手又はチーム及びチームの一員として参加した選手
- (4) 船田スポーツ賞
  - 若手指導者として本県スポーツの競技力の向上に貢献した者
- (5) 国民体育大会優秀団体・監督・選手感謝状
  - 国民体育大会において優秀な成績を残した団体及び個人

## (表彰者等の推薦)

第4条 体育協会加盟団体の長は、前条第1号から第3号に該当すると認めたものについて、推薦書（別紙様式）を指定された期日までに理事長あて提出するものとする。

2 前条第4号及び優れた成績又は功績を残し表彰するにふさわしいと認められるものは理事長が推薦できるものとする。

(表彰者の選考)

第5条 前条により推薦されたものについて、選考委員会において選考し、理事会で決定する。

2 選考委員会委員は、総務委員会委員をもって充てる。

(表 彰)

第6条 表彰は、表彰状・感謝状及び記念品を授与して行う。

(その他)

第7条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# ス ポ 一 ツ 功 労 賞 推 薦 基 準

## (趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県体育協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）

第2条 第1号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

## (推薦基準)

第2条 スポーツ功労賞の推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 地域職域等のスポーツ指導者として、10年以上の実績を有し、スポーツの普及・振興に著しい功績が認められる者
  - (2) 加盟団体等の役員として10年以上の活動歴があり、地域又は団体等の振興・発展に著しい功績が認められる者
  - (3) 前(1),(2)に該当する者は、原則として60歳以上の者
  - (4) 国際大会で優秀な成績を収めた選手等を育成した指導者
  - (5) 国際大会に3回以上又は全国規模の大会に選手・監督として10回以上出場した者
  - (6) 過去に叙位叙勲又は本賞と同趣旨の県・国の表彰を受けていない者
  - (7) 過去に本協会の船田スポーツ賞を受賞したことがある者は、原則として受賞後3年以上経過している者
- 2 当該年度における加盟団体からの推薦は原則として1名以内とする。

## (表彰の制限)

第3条 本表彰の授与は1人原則1回限りとする。

2 本表彰は、おおむね年間5名を選考し行うものとする。

## 附 則

この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# ス ポ 一 ツ 優 良 団 体 賞 推 薦 基 準

## (趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県体育協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）

第2条 第2号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

## (団体等の区分)

第2条 スポーツ優良団体賞は、スポーツクラブ、スポーツクラブ以外の団体に区分し、それぞれ次のとおりとする。

### (1) スポーツクラブ

スポーツの愛好者が集い、集団として実際に活動を継続して行っている活動体をいう。

### (2) スポーツクラブ以外の団体

複数のスポーツクラブやスポーツ愛好者を組織化した統括的な団体をいう。

## (推薦基準)

第3条 前条各号の推薦基準は、次の条件を満たすものとする。

### (1) スポーツクラブ

ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域等のスポーツクラブ（サークルを含む）であること。

イ 会員数が10名以上で構成され、活動が定期的、計画的、組織的に行われ、実績が年々向上していると認められること。

ウ クラブの活動が地域又は職域のスポーツ振興に貢献し、他のスポーツクラブの範としてふさわしいと認められるもの。

### (2) スポーツクラブ以外の団体

ア 設立後、少なくとも5年以上を経過している地域・職域の団体であること。

イ 組織的に活動を行っていること。

ウ 当該団体の活動が地域又は職域の健康・体力増進に貢献していると認められること。

## (推薦の制限)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号に該当する者は推薦から除くものとする。

### (1) 過去に県・国から本賞と同趣旨の表彰を受けた団体

### (2) 少年を対象とするスポーツ団体

2 当該年度における加盟団体からの推薦は1クラブ又は1団体とする。

## (表彰の制限)

第5条 本表彰の授与は1クラブ又は1団体に対し、原則1回限りとする。

2 本表彰は、おおむね年間5以内のクラブ又は団体を選考し行うものとする。

## 附 則

この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

# ス ポ ー ツ 優 秀 選 手 賞 推 薦 基 準

## (趣 旨)

第1条 この基準は、公益財団法人栃木県体育協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）

第2条第3号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

## (推薦基準)

第2条 スポーツ優秀選手賞は各競技団体から推薦を受けるものとし、推薦基準は次のとおりとする。

- (1) 各競技団体の日本選手権大会において優勝した個人又はチーム
- (2) 国際大会に日本代表として出場した個人又はチーム
- (3) 選抜選手による団体競技の場合は、チームを構成する選手として参加した者

## (国際大会の条件)

第3条 ここでいう国際大会は次の条件にあてはまるものとする。

- (1) オリンピック大会・アジア競技大会又はこれと同等以上の選手権大会等
- (2) オリンピック大会又はこれと同等以上の競技選手権大会等に出場するためのアジア地区予選大会等

## (団体競技の条件)

第4条 団体競技はトーナメント及びリーグ戦形式で行うものをいい、選手は大会に出場したチームの構成員となったものをいう。

## (特別表彰)

第5条 オリンピック等の国際大会で3位以内に入賞したものについては、特別賞として表彰できるものとする。

## 附 則

この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

## 船田スポーツ賞推薦基準

### (趣旨)

第1条 船田譲氏の遺徳に基づき、公益財団法人栃木県体育協会スポーツ顕彰規程（以下「規程」という。）第2条第4号に定める表彰について必要な事項を定めるものとする。

### (推薦基準)

第2条 船田スポーツ賞の推薦は会長が行うものとし、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 若手指導者で今後も活躍が期待できる者
- (2) 若手指導者で国際的・全国的に活躍する優秀な選手やチームを育成した者

### (経費)

第3条 この表彰に必要な経費は、故船田譲氏寄付金の果実をもってあてる。

### 附 則

この基準は、協会が一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。